

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
各 本 庁 構 成 機 関
東 部 各 局
各 総 合 県 民 局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、本庁構成機関の長の印及び本庁構成機関の長の職務代行者印並びに本庁構成機関の印」を削り、「東部各局の印」の下に「、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。)の長の印及びセンター等の長の職務代行者印並びにセンター等の印」を加える。

第三条第三項中「本庁構成機関」を「センター等」に改め、同条第四項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第六条第五項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改め、同条第七項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第十五条中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

附則第四項中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

「本庁構成機関の長の印」 「東部各局の長の印」 「センター等の長の印」

別表中	徳島県 × × × × × × × 所長印	徳島県東部 × × × × × × × 局長印	を	徳島県東部 × × × × × × × 局長印	徳島県 × × × × × × × 所長印
-----	-----------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------	-----------------------------

(20×20) (20×20) (20×20)

「本庁構成機関の印」 「東部各局の印」 「センター等の印」

「徳島県」を「徳島県」に改

×	×	×	×
冊	務	所	

冊	務	所	×
×	×	×	冊

冊	務	所	×
×	×	×	冊

×	×	×	×
冊	務	所	

(30×30)

(30×30)

(30×30)

(30×30)

める。

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第二条 加賀須野橋可動橋操作要領(昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「本庁」を「徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条第八号に規定する」に改める。

(徳島県水産業改良普及事業実施要領の一部改正)

第三条 徳島県水産業改良普及事業実施要領(昭和三十五年徳島県訓令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「産業交流部」を「農林水産部」に改める。

(徳島県職員服務規程の一部改正)

第四条 徳島県職員服務規程(昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「本庁、本庁構成機関、東部各局」を「部等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第一号に規定する部等をいう。以下同じ。)

)、東部各局、センター等(同条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。)」に、「本庁構成機関、東部各局又は」を「センター等、東部各局又は」に改め、同条第二項中「本庁構成機関又は東部各局」を「東部各局又はセンター等」に改め、同条第三項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二十条中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第二十一条第一項中「本庁」を「部等」に改め、同条第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二十二条第一項第一号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第三十四条第三項中「本庁の内部組織、本庁構成機関、東部各局」を「部等、東部各局、センター等」に改める。

様式第十二号中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改める。

(職員の人事取扱規程の一部改正)

第五条 職員の人事取扱規程(昭和四十二年徳島県訓令第五百十号)の一部を次のように改正する。

別表中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

(徳島県税事務取扱規程の一部改正)

第六条 徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

様式第七十四号中「~~キ~~」を「~~キ~~」に改める。

（徳島県営林経営規程の一部改正）

第七条 徳島県営林経営規程（昭和四十六年徳島県訓令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「本庁」を「徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条第七号に規定する」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

第八条 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第九条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「本庁」を「徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）第一条第八号に規定する」に改める。

（徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第十条 徳島県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「本庁」を「部等」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第四条第三号」を「第四条第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 センター等 徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等（徳島県産業人材育成センターを除く。）をいう。

第二条第六号中「本庁各課」を「各課」に改める。

第四条中「本庁」を「部等」に改める。

第五条第一項中「本庁各課、本庁構成機関、東部各局」を「各課、東部各局、センター等」に改め、同条第二項中「本庁各課及び本庁構成機関」を「各課及びセンター等」に改め、同条第五項中「本庁各課、本庁構成機関、東部各局」を「各課、東部各局、センター等」に改める。

第七条第一項中「本庁、」を「部等、」に改め、「総合県民局及び」を削り、「本庁構成機関」を「センター等及び総合県民局」に改め、同条第二項中「本庁に」を「部等に」、「本庁の」を「部等の」に、「総合県民局」を「センター等にあつては当該センター等の安全衛生管理者が、総合県民局」に改め、「本庁構成機関にあつては当該本庁構成機関の安全衛生管理者が」を削り、同条第三項中「本庁、当該本庁構成機関、東部各局」を「部等、東部各局、当該センター等」に改める。

第八条及び第九条第二項中「本庁各課、本庁構成機関、東部各局」を「各課、東部各

局、センター等」に改める。

第十条第一項中「本庁(」を「部等(」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同条第二項第一号中「本庁」を「部等」に改め、同項第二号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第十二条第一項中「本庁、」を「部等、」に改め、「総合県民局及び」を削り、「本庁構成機関」を「センター等及び総合県民局」に改め、同条第二項第一号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁の」を「部等の」に改め、「本庁構成機関にあつては当該本庁構成機関の安全衛生管理者」を削り、「、総合県民局」を「、センター等にあつては当該センター等の安全衛生管理者、総合県民局」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「本庁、当該本庁構成機関、東部各局」を「部等、東部各局、当該センター等」に改め、同条第三項中「本庁又は当該本庁構成機関」を「部等又は当該センター等」に改める。

第十四条及び第十五条中「本庁構成機関」を「センター等」に改める。

第三十五条中「本庁に」を「部等に」に、「本庁の」を「部等の」に改め、「、本庁構成機関にあつては当該本庁構成機関の安全衛生管理者が」を削り、「、総合県民局」を「、センター等にあつては当該センター等の安全衛生管理者が、総合県民局」に改める。

(徳島県職員研修規程の一部改正)

第十一条 徳島県職員研修規程(平成七年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「本庁の」を「徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十七条第一項に規定する」に改める。

(県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正)

第十二条 県庁総合サービスネットワーク運営規程(平成十二年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

(徳島県工事検査規程の一部改正)

第十三条 徳島県工事検査規程(平成十二年徳島県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「検査企画課長」を「公共入札検査課長」に改める。

第四条第一項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第五条及び第十条中「検査企画課長」を「公共入札検査課長」に改める。

(徳島県文書規程の一部改正)

第十四条 徳島県文書規程(平成十三年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二条第六号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各

局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）に改める。

第三条第一項中「本庁の課（以下「課」という。）」、本庁構成機関、東部各局」を「課（徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課をいう。以下同じ。）」、東部各局、センター等」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 センター等の責任者及び担当者は、それぞれ当該センター等の長が指名する者とする。

第三条第六項中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改める。

第四条第二項第一号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同項第二号中「本庁」を「部等」に改め、同項第三号中「本庁構成機関」を「東部各局」に、「東部各局」を「センター等」に改め、同条第四項第三号及び第五項第一号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同項第二号中「本庁に」を「部等に」に、「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

第二章 本庁における文書の取扱い」を「第二章 部等における文書の取扱い」に改める。

第五条中「本庁」を「万代庁舎（徳島市万代町一丁目）に所在する県の用に供する建物（警察本部の用に供するものを除く。）をいう。）」に改める。

第三章 本庁構成機関、東部各局及び総合県民局における文書の取扱い」を「第三章 東部各局、センター等及び総合県民局における文書の取扱い」に改める。

第三十二条中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改め、同条第二号中「本庁構成機関收受印」を「東部各局收受印」に、「東部各局收受印」を「センター等收受印」に改め、同条第五号中「本庁構成機関收受印、東部各局收受印」を「東部各局收受印、センター等收受印」に改める。

第三十三条中「本庁構成機関又は東部各局」を「東部各局又はセンター等」に改める。

第三十五条中「本庁構成機関の長、東部各局」を「東部各局の長、センター等」に改める。

第四十九条第一項及び第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

別表中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

東部県税局
 東部保健福祉局
 東部農林水産局
 東部県土整備局
 防災人材育成センター

県税課	税保課
県税防	県土セ
人	

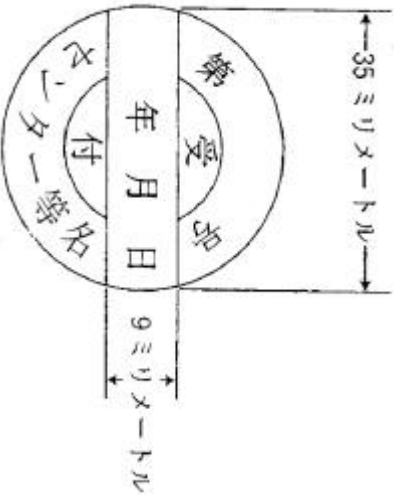
に改め、

徳島県東部県税局の項、徳島県東部保健福祉局の項、徳島県東部農林水産局の項及び徳島県東部県土整備局の項を削る。

様式第八号中「本庁構成機関・東部各局」を「東部各局・センター等」に改める。
 様式第九号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。
 様式第十号及び様式第十三号中「本庁構成機関・東部各局」を「東部各局・センター等」に改める。

様式第十三号の二を削り、様式第十三号の三を様式第十三号の二とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 13 号の 3 (第 32 条関係)



(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第十五条 附属機関の委員等の指定に関する訓令 (平成十七年徳島県訓令第九号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十八条」を「第五十七条」に改める。

別表徳島県防災会議の項中「企画振興部次長」を「地域創生部次長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第十六条 徳島県兼務発令に関する規程 (平成二十二年徳島県訓令第一号) の一部を次のように改正する。

第五条中「命ぜられた次に掲げる」を「命ぜられ、かつ、県税 (これに伴う徴収金を含む。) の賦課徴収に関する」に改め、各号を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第六条の規定による改正後の徳島県税事務取扱規程及び第十四条の規定による改正後

の徳島県文書規程の様式に相当する第六条の規定による改正前の徳島県税務取扱規程及び第十四条の規定による改正前の徳島県文書規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。